三重県	あやひかり（※）
	さとのそら
	農林六一号
	タマイズミ
	ニシノカオリ

日本麺の製造用	
日本麺の製造用	
日本麺の製造用	
パン又は中華麺の製造用	
パン又は中華麺の製造用	

別表第三神奈川県の項を次のように改める。

神奈川県	カシマムギ	麦茶の製造用
	さやかぜ	麦茶の製造用

附　則

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十四年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十三年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百六十二号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第二項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、施行期日を平成二十四年四月三十日と定め、公示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一の一の㈠のイの表青森県の項中「ねばりゆき」の下に「、ほっかりん」を加え、同表秋田県の項中「キヨニシキ」の下に「、きんのめぐみ」を加え、同表栃木県の項中「月の光」の下に「、とちぎの星」を加え、同表群馬県の項中「月の光」の下に「、はいほう」を加え、「及びゆめひたち」を「、ゆめひたち及びゆめまつり」に改め、同表埼玉県の項中「彩のみのり」の下に「、とねのめぐみ」を加え、同表長野県の項中「きらりん」の下に「、きんのめぐみ」を「ひとめぼれ」の下に「、みずほの輝き」を加え、同表静岡県の項中「キヌヒカリ」の下に「、きぬむすめ」を加え、同表愛知県の項中「あさひの夢」の下に「、いのちの壱」を加え、同表三重県の項中「ヒノヒカリ」の下に「、三重二三号」を加え、同表滋賀県の項中「内助の功」の下に「、にこまる」を加え、同表京都府の項中「コシヒカリ」の下に「、収八二〇三」を「どんとこい」の下に「、にこまる」を加え、同表広島県の項中「あきたこまち」を「あきさかり、あきたこまち」に改め、「中生新千本」の下に「、にこまる」を加え、同表山口県の項中「ヤマホウシ」を「やまだわら」に改め、同表佐賀県の項中「、初星」を削り、同表長崎県の項中「コシヒカリ」の下に「、つや姫」を加え、同表熊本県の項中「及び夢の華」を「、夢の華及びわさもん」に改め、同表大分県の項中「、春陽」を削り、同表宮崎県の項中「ＬＧＣソフト」を「おてんとそだち」に、「南海一六六号」を「にこまる」に改め、「まいひかり」の下に「、宮崎四五号」を加える。

第一の一の㈠のロの表滋賀県の項中「滋賀羽二重糯」の下に「、ヒメノモチ」を加え、徳島県の項の次に次のように加える。

香川県	クレナイモチ

第一の一の㈠のロの表鹿児島県の項中「及びさつま雪もち」を「、さつま雪もち及び峰の雪もち」に改める。

第一の二の㈠のハの表群馬県の項中「五百万石」を「改良信交、五百万石」に改め、同表富山県の項中「、玉栄」を削り、同表愛知県の項中「夢山水」を「夢吟香、夢山水」に改め、同表三重県の項中「及び山田錦」を「、山田錦及び弓形穂」に改め、同表広島県の項中「、八反錦二号」を削り、同表熊本県の項中「神力」を「吟のさと、神力」に改める。

第一の四の㈠のイの表北海道の項中「及びホロシリコムギ」を「、ホロシリコムギ及びゆめちから」に改め、同表群馬県の項中「、農林六一号及び春のかがやき」を「及び農林六一号」に改め、同表神奈川県の項の次に次のように加える。

新潟県	ゆきちから

第一の四の㈠のイの表長野県の項中「及びユメセイキ」を「、ユメセイキ及びゆめちから」に改め、同表岐阜県の項中「イワイノダイチ」の下に「、きぬあかり、さとのそら」を加え、同表愛知県の項中「東海一〇三号」を「きぬあかり」に改め、同表三重県の項中「あやひかり」の下に「、さとのそら」を加える。

第一の五の㈠のロの表栃木県の項中「サチホゴールデン」を「関東二条四二号、サチホゴールデン」に改め、同表福岡県の項中「しゅんれい」を「九州二条二〇号、しゅんれい」に改める。

第一の七の㈠のイの表京都府の項中「オオツル」の下に「、京白丹波」を加える。

第一の七の㈠のロの表に次のように加える。

鹿児島県	すずおとめ

附　則

平成二十三年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

○経済産業省告示第七十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第四百三十八号（変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

(1)　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第18号に掲げる変圧器（以下「変圧器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成19年４月１日に始まり平成20年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成25年４月１日に始まり平成26年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する変圧器（ただし、油入変圧器にあっては、目標年度（平成18年４月１日に始まり平成19年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成25年４月１日に始まり平成26年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するもの）のエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E=15.3S^{0.696}$
		60ヘルツ		$E=14.4S^{0.698}$